

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から47年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

申立期間について、未納とされている昭和47年度の国民年金保険料については、その当時、同姓同名であった義姉（夫の姉）の記録へ誤って納付記録が記載されたものであり、組合役員がその旨を書いたメモを保管している。

加入手続については、昭和48年4月とされているが、46年の春ごろに訪問して来た組合役員を通じて行ったはずであり、その時に自分も同席していた。夫と二人分の保険料を組合役員の集金により納付していたことは間違いない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、当時同姓同名であった義姉へ間違って国民年金保険料の納付記録が記載されてしまったと主張しているところ、事実、当時、国民年金保険料を集金していた組合役員がその旨を記載したとされるメモを保有している上、義姉は「いつかは憶えていないが『お姉さんの分を納付してしまった』と申立人に言われた」と記憶していることを踏まえると、当該期間について、申立人が保険料を納付したものと推認される。

また、申立人は、申立期間①について、組合役員の集金により夫と二人分の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているところ、申立期間①のうち昭和47年1月から同年3月までは申立人の夫と義姉の検認年月日が同日である上、当時、申立人夫婦と義姉は家計が別々であり、申立人の「夫の分と二人分の保険料を納付していた」との申述を踏まえると、当

該期間について、申立人が保険料を納付したものと推認される。

さらに、申立期間①のうち昭和46年12月について、申立人は保険料の納付に参与してきたところ、申立人が一緒に保険料を納付したとするその夫は、同年4月以後の保険料をすべて納付していることから、申立人の当該期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和48年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から52年3月まで

昭和48年8月ごろ、里帰りをしていた私に代わって、姉が国民年金の加入手続をしてくれた。自宅に戻って来る同年12月ぐらいまで保険料の納付も姉にお願いしていた。その後は自分で毎月保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月から同年12月までの期間については、里帰りをしていたため、同じ団地内に住む姉に国民年金の加入手続及び保険料納付を依頼していたと主張しているところ、その姉も「妹の国民年金の加入手続をして、妹が里帰りをしていた期間については妹の保険料も一緒に納付していた」と証言しており、事実、同年9月に国民年金手帳記号番号が姉妹連番で払い出されており、その姉については、同年8月から保険料が納付されていることを踏まえると、申立人の当該期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和49年1月から52年3月までの国民年金保険料については、申立人自身が保険料の納付をしていたと主張しているが、市の被保険者名簿には「50.1～52.3 過年度発行」との記載があり、過年度納付書が発行された経過がうかがわれることから、当該期間の保険料を現年度納付したとは考え難い上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和49年1月から52年3月までの国民年金

保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月30日から同年6月1日まで
昭和44年4月7日から同年5月31日までの期間、A社に勤務した。社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答を受けた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、昭和44年5月30日となっているが、申立人が所有している同年6月分の給料明細書及び同社が保管している給与帳によると、同社の給与は毎月20日締め、当月末日払いであること、及び申立人の同年6月分の給与として10日間分が支払われていることが確認できることから、申立人の「当時の勤務形態は、日曜日が休みで、土曜日は半日勤務だった」との申述を踏まえると、資格喪失日が同年5月30日である場合には、申立人が受けられる給与は8日間分以下となることが考えられることから、申立人は少なくとも同年5月31日まで同社に勤務していたことがうかがえる上、前述の給料明細書及び給与帳から同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和44年5月の標準報酬月額については、申立人の給料明細書の控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから確認できないが、複数の同僚が申立人の資格喪失日である昭和44年5月30日と同日

付けで被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、社会保険事務所が被保険者資格の喪失日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和25年1月1日）及び資格取得日（昭和25年8月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月1日から同年8月1日まで
(A社)
② 昭和28年5月11日から29年12月1日まで
(A社B工場)

A社に、昭和23年7月1日から継続して勤務しているが、同じ社内での勤務であったのに、転勤に伴う期間の25年1月1日から同年8月1日まで、及び28年5月11日から29年12月1日までの期間について空白があるのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、A社において、厚生年金保険被保険者資格を昭和24年11月1日に取得し、25年1月1日にその資格を喪失した後、同年8月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかしながら、当該事業所本社で厚生年金保険記録の確認できる複数の同僚から「申立人と所長が、本社からC出張所に転勤になったのは確かである」との証言が得られたことから、申立人は申立期間①において、同事業所C出張所に勤務していたことが推認できる上、同事業所C出張所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないものの、当時の本社経理担当者からの「C出張所は、3人くらいの小さな出張所だったので、

給与計算は本社で行っていた。保険料は当然控除していたはずだ。C出張所所属従業員の社会保険は本社で適用させていた」との証言のほか、同事務担当者からも「出張所の従業員の社会保険については、本社で手続きをしていた」との証言が得られたことから、当該事業所はC出張所の従業員を本社で厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該事業所は既に閉鎖しており、詳細について確認できないものの、申立人は、申立期間①において、当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所の資格喪失時における記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年1月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、A社B工場は、昭和28年5月11日に解散し、その後、会社更生法の下、再度、29年1月5日から30年4月20日までの期間、厚生年金保険の適用事業所となっていることから、当該期間のうち28年5月11日から29年1月4日までの期間については、同社同工場は厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主及び従業員の厚生年金保険の加入記録も確認できないことから、当該事業所において、申立人のみが厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

また、当該事業所同工場が会社更生法後に厚生年金保険の適用事業所となった際に被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したが、「申立人のことは記憶に無い」との証言のみで、申立人の申立期間②における勤務実態及び雇用形態が確認できない上、申立人が記憶していた申立期間②当時の上司及び同僚の厚生年金保険被保険者記録も確認できないことから、申立人のみの記録が欠落している事情は見当たらない。

さらに、当該事業所同工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立期間②において、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出がなされた形跡はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立て

に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 26 日から 39 年 3 月 3 日まで
(A社B作業所)
② 昭和 39 年 3 月 3 日から同年 3 月 31 日まで
(A社C工場)
③ 昭和 40 年 6 月 1 日から 43 年 4 月 24 日まで
(D社)

厚生年金保険被保険者期間の一部である申立期間の加入記録は脱退手当金支給済みとされていることを知った。脱退手当金を請求したことももらったことも無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②と③の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている期間に係る事業所は申立期間①に係る事業所と同一であり、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①及び②は同一の被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として記録されていることは事務処理上不自然である。

また、申立人は昭和 45 年 12 月に申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失直後の 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料をさかのぼって特例納付していることを踏まえると、年金記録をつなげる意思がうかがわれるとともに、この時点において申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがえ、申立人が脱退手当金を

請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から51年3月まで
昭和50年8月に婚姻し、後に区役所から過去の国民年金保険料が未納であるとの通知が届いたので、何回かに分けて妻が納付した。領収書などは無く、納付の回数や保険料の金額も憶えていないが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が過去の国民年金保険料の未納分を分割して納付したと申述しているところ、事実、第3回特例納付制度実施時において、昭和36年4月から同年7月までの保険料を納付し、平成12年に厚生年金保険の加入期間との重複が判明し、保険料が還付されている。一方、第3回特例納付制度実施期間は昭和53年7月から55年6月末までであり、申立人が保険料を特例納付した日付が同年6月30日であることを踏まえると、36年8月以降の保険料までは納付できなかったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間当時に住所を変更しているが、同一区内での変更であることから、引き続いて国民年金に加入している申立人に対して、異なる国民年金手帳記号番号が払い出され、別に記録が管理されたことも考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から48年9月まで
高校卒業後に会社に勤務して厚生年金保険に加入していたが、両親が将来のことを考えて、国民年金制度が発足した昭和36年に、加入手続をして保険料を納付してくれた。社会保険事務所で申立期間の国民年金の記録が無いと言われたが、両親が保険料を納付していたのは事実である。申立期間について、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、両親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければ納付できないところ、申立人の手帳記号番号は申立期間後の、昭和49年6月に払い出されている上、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、国民年金制度発足当時の昭和36年4月の時点では、厚生年金保険の被保険者であることから、国民年金に加入することは考え難い上、申立期間のうち、国民年金の被保険者となるべき期間の37年4月及び同年5月以外はすべて厚生年金保険の被保険者期間であり、制度上、国民年金の被保険者になり得ない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、直接国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月から 61 年まで (月不明)
(A社)
② 平成 5 年 9 月から 8 年 12 月まで
(B社)

社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社及びB社について、被保険者として記録されていないとの回答をもらったが、勤務していたことは間違いないので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたA社から「昭和 42 年から保管している健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書に申立人の氏名は見当たらない」との回答を得られたことから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失の届出がなされた事情はうかがえない上、「当社には社内請負制度があり、その者は厚生年金保険に加入させていなかった」旨の回答も併せて得られたところ、申立期間①当時から勤務していた従業員の「申立人は社内請負として設計業務に従事していた」との証言により、申立人は、同社において、厚生年金保険の被保険者とはならない社内請負制度による勤務であったことが推認できる。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない上、社会保険事務所が保有している同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無いことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難い。

なお、申立人は申立期間①を含む昭和 49 年 4 月から 59 年 3 月までの期間において、自身で国民年金保険料を納付している上、昭和 61 年度については、国民年金保険料の免除申請が承認されていることから、申立人

は、申立期間①当時、申立人が厚生年金保険の被保険者ではなかったことを認識していたと考えられる。

- 2 申立期間②について、B社に保存されていた申立人が入社時に提出していた履歴書から、申立人が平成5年9月ごろに同社に入社したことは推認できるものの、同僚等の明確な証言が得られないこと及び雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の退職時期を特定できない。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成6年10月3日であることが確認できるところ、同事業所から提出された「社会保険新規加入申請書」によれば、申立人の氏名が見当たらない上、その当時の状況について、事業主は「その時点で従業員であった者は厚生年金保険に全員を加入させた」と証言しているほか、「事情により、申立人を平成6年春又は同年秋に退職させた記憶がある」とも証言していることから、申立人は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時点においては、既に退職していたものと考えられる。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A社に昭和 57 年 3 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同日となっている。同年 3 月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 57 年 3 月 31 日まで勤務したため、同年 4 月 1 日が正しい資格喪失日であると申し立てているが、当時の事業主及び同僚から明確な証言が得られず、申立期間における雇用保険の記録も確認できないことから、申立人が申立期間である同年 3 月 31 日まで同社に勤務していた事実を確認することができない。

また、申立人は当初、「4 月には実家に戻るのに、月末はアパートの整理などで忙しかった。3 月 31 日まで勤務したかは覚えていない」と申述している上、最終給与における保険料控除の記憶も無く、申立てに係る記憶が曖昧である。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 12 月 21 日まで
社会保険事務所に年金の手続に行った際、年金記録の確認をしたところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が脱退手当金として、支給済みとの回答を得た。A社とB社を退職した後に脱退手当金の受給をした記憶はあるが、C社についての脱退手当金は受給していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、社会保険事務所に保管されていた申立期間の脱退手当金の請求書類である脱退手当金裁定請求書には、申立期間を含むかつての申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記されている上、脱退手当金裁定伺によると、それらの申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算されており、申立期間の脱退手当金を受給していないとする事情は見当たらず、申立人の意思に基づき、申立期間を含めた脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 47 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答だった。しかし、私は脱退手当金を受けたことは無い。脱退手当金がどのような方法で支給されたか、どの銀行に振り込まれたか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管していた申立期間の脱退手当金の請求書類である脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されており、昭和 47 年 11 月 29 日に送金済みであることを示す押印もされていることから、当時の申立人の住所地に脱退手当金の支給決定通知書及び支払通知書が郵送されたことが確認できる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づいて適正に計算されており、その支給額に誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から 28 日後である昭和 47 年 11 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 3 月 15 日まで
(A社)
② 昭和 31 年 3 月 15 日から 38 年 2 月 21 日まで
(B社C支社)

社会保険事務所に年金記録の照会をしたところ、申立期間について、脱退手当金の支給を受けている旨の回答を受けた。脱退手当金は受給していないので、脱退手当金受給済期間を厚生年金保険被保険者期間として頂きたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年2月21日の前後2年以内に資格を喪失した者29名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23名について脱退手当金の支給記録があり、そのうち16名が資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、そのうち連絡先が把握できた当時の従業員は「何も言わなければ脱退手当金が支給された」、「手続は会社でしてくれて、通知が送られてきてから、現金にした」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づいて適正に計算されており、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和38年7月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。